

「事業用自動車総合安全プラン2025」達成に向けた
全日本トラック協会の取組状況

令和8年3月23日

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

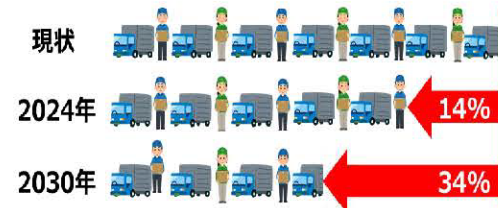
令和6年5月公布

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉



2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。（令和7年6月4日成立、6月11日公布）

貨物自動車運送事業法の一部改正（令和7年法律第60号）

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

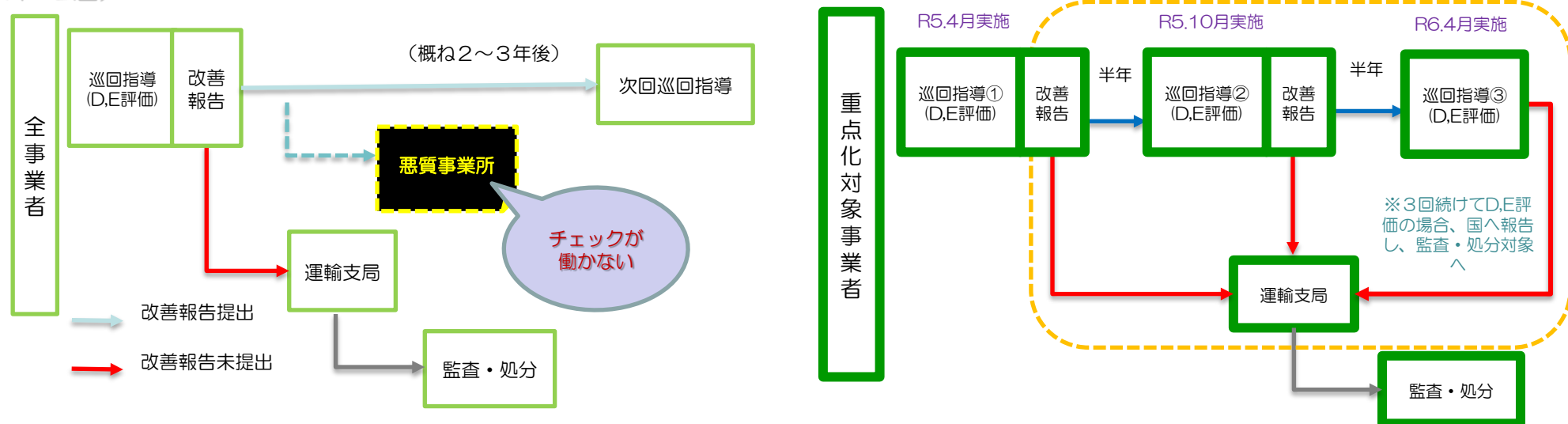
3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

目的・内容

- 巡回指導での総合評価が低調（5段階評価のうち「D」または「E」）、かつ、その後の改善が望めない「悪質事業者」への対応を強化し、トラック運送業界のさらなる適正化を推進する。
 - 具体的には、地方適正化実施機関（都道府県トラック協会）において、D、E評価事業所を対象に半年に1回の巡回指導を実施し、国との連携（監査強化）を通じて、輸送の安全を確保する。
- （全ト協）
- ・全国の貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、巡回指導後の改善報告の提出に係るフォローアップ強化
- （運輸支局）
- ・地方適正化実施機関からの報告を受け、速やかに監査を実施

（スキーム図）



D・E評価事業者の削減スケジュール

- ◆ 国土交通省からの関係通達が令和5年3月に改正され、令和5年4月1日より運用を開始
- ◆ 巡回指導の重点化及び運輸支局等との連携強化により、令和5年度比の悪質事業所数を令和8年度までに7割削減を目標とする

《 ・ 令和5年度（5,500事業所：100%）、令和6年度（2,300事業所：41.8%）、令和7年度（2,000事業所：36.4%）、令和8年度（1,700事業所：30.9%） 》

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組み強化について

～ 決 議 ～

国土交通省が策定した「総合安全プラン2025」においては「飲酒運転ゼロ」を目標とし、また、今後の5か年計画での次期総合安全プランの策定においても、当然のことながら飲酒運転ゼロが必達目標であり、トラック運送業界においても、目標達成に向け、ドライバー等に対する各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めてまいります。

いまでもなく、トラック運送業界は、「安全」で安心な輸送サービスを提供し続けることが社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置づけ、事業展開をしております。

しかしながら、事業用トラックが関係する飲酒運転事案は依然として後を絶たず、国土交通省の集計によれば令和6年中には30件もの飲酒事案が判明し、令和7年中には33件（速報値）もの飲酒事案が確認され、業界が目指す飲酒運転根絶には至らず、増加傾向にあり、極めて危機的状況にあります。

一方、社内体制を確立したうえで飲酒運転を根絶しているトラック運送事業者がほとんどであるにもかかわらず、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることで、この業界の社会的信頼性は著しく失墜してまいります。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第126回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

記

1. 各事業所においては、所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動などを展開し、飲酒運転根絶を図る。
2. 飲酒運転根絶を図るため、アルコール検知器が正しく使用できることの再確認と併せ、アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認の徹底を図るとともに、アルコールインターロック装置の導入などによる飲酒運転防止に向けたハード対策の取り組みを推進する。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けたセミナーの開催などを通じ飲酒運転根絶意識の高揚を図るとともに、会員事業者が関係した飲酒運転については、会員事業所への速やかな情報伝達手法を活用した再発防止対策の徹底を図る。

令和8年2月4日

公益社団法人 全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長） 二又茂明

各トラック協会における飲酒運転根絶に向けた署名活動

「飲酒運転根絶誓約書」署名簿の提出 (青森県トラック協会) (令和7年10月)

青森県トラック協会では、県内において飲酒運転による交通事故が立て続けに発生している事態を深刻に受け止め、全会員が一丸となって全ての従業員一人一人が安全輸送の重要性を理解し、交通事故防止を徹底するため、「飲酒運転根絶誓約書」への署名を提出させ、青森県警察本部へ合計494社14,013名分の宣言書を提出



飲酒運転根絶総決起大会の開催及び署名の提出 (宮城県トラック協会) (令和7年7月)

宮城県トラック協会石巻支部は飲酒運転根絶総決起大会を開催し、武山支部長より石巻警察署に126事業所1,880名分の署名を提出



飲酒運転根絶署名簿提出 (島根県トラック協会) (令和7年4～12月)

島根県トラック協会では、安来支部、浜田支部、邑智支部の各支部において、飲酒運転による痛ましい交通事故により、被害者やその家族が深い悲しみを負うだけでなく、事故の加害者にも重大な責任が伴うことから、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗るなら飲ませない」の「飲酒運転追放三不運動」を実践し、飲酒運転を根絶することを決意。3支部合計で66事業所、従業員1,249名が誓約した飲酒運転撲滅署名簿を地元警察署に提出



- 令和8年2月の交通対策委員会において「**飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化**」を決議し、所属ドライバーや従業員などが「**飲酒運転を行わない**」旨の署名活動を新たに盛り込んだ
- トラック運送業界全体で取り組んでいるこうした活動により、事業用トラック（軽を除く）による「**飲酒運転事故**」は、令和5年の23件から令和6年は16件と減少したが、依然として根絶には至っていない。
- 全ト協では、事業用トラックドライバーの飲酒運転の実態とその再発防止策について、地方トラック協会とも連携を図りつつ、会員事業者等に広く周知するための啓発リーフレットの作成とともに、各季の交通安全運動などあらゆる機会をとらえ、引き続き**トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」を目指して**取り組む

飲酒運転防止対策マニュアル

飲酒運転根絶に向けて



このマニュアルは、飲酒運転に対するトラック事業者や運行管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施していくことによって、飲酒運転の根絶を図ることを目的として作成されたものです。



令和7年9月一部改訂

飲酒運転の根絶に向けて!!

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

飲酒運転の根絶に向けて!!

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

飲酒運転の根絶に向けて!!

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

『広報とらっく』令和6年7月5日号に同封

○乗務員などに対する飲酒運転しないことの署名活動

- 警察、行政当局との連携による乗務員などに対する飲酒運転しないことの署名
- 行政当局等との連携・協力によるドライバーに対する自己チェックシートの活用

○街頭活動などによるドライバーなどへの啓発活動

- フェリー乗り場などでの乗船ドライバーへの飲酒運転撲滅に向けた啓発
- 警察、自治体、高速道路会社などの連携による街頭啓発キャンペーンの実施
- 警察との連携によるコンビニ店舗での飲酒運転撲滅の啓発活動
- 飲酒運転根絶のラッピングトラックや、ステッカーの車体貼付(表示)での啓発

○マスメディアを活用した広報・啓発活動

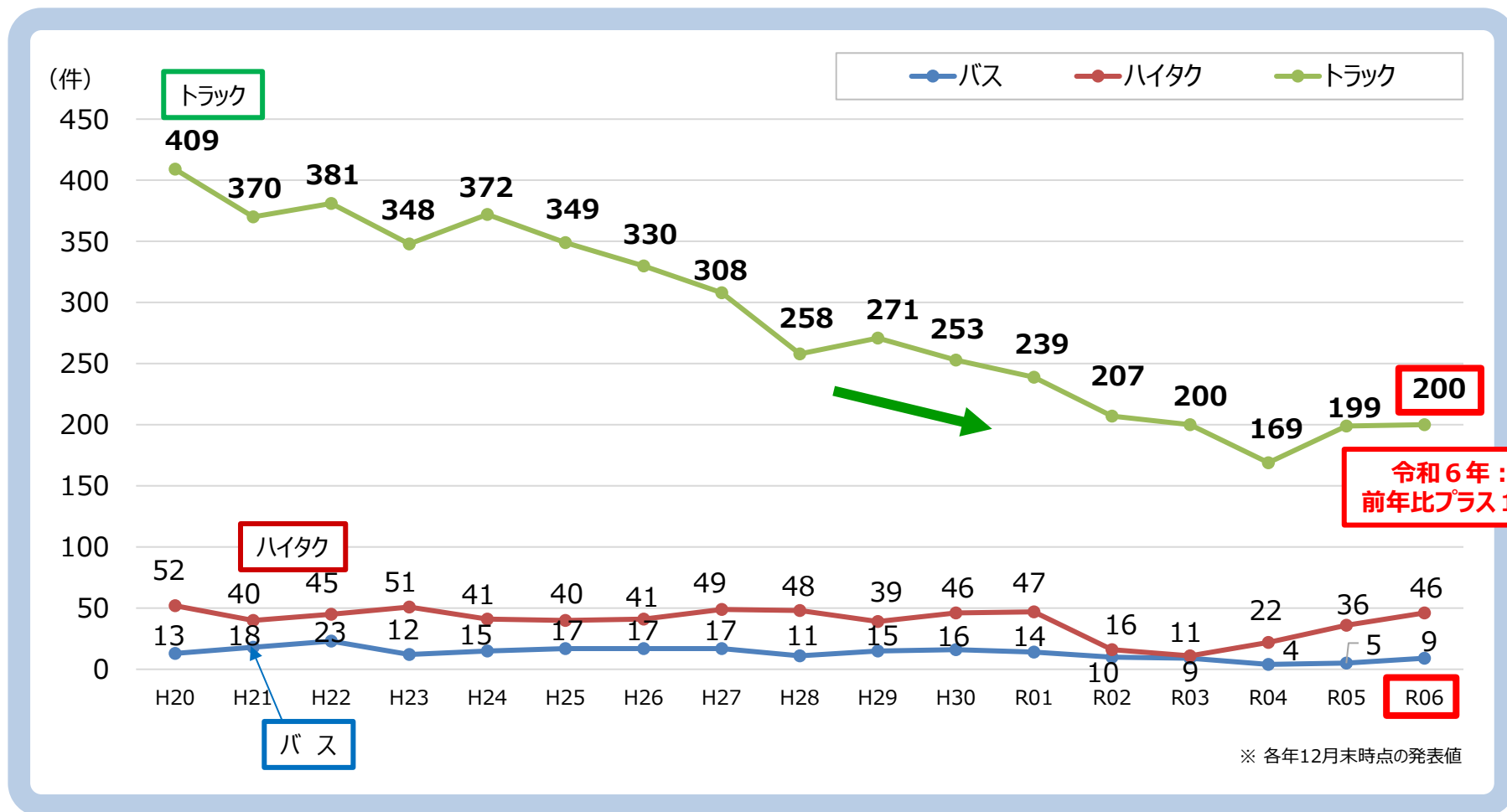
- テレビ、ラジオなど公共放送を活用した広報・啓発
- 地元新聞など広報媒体を活用した飲酒運転根絶の広報・啓発 等

「事業用自動車総合安全プラン2025」達成に向けた
全日本トラック協会の取組状況

参考資料

令和8年3月23日

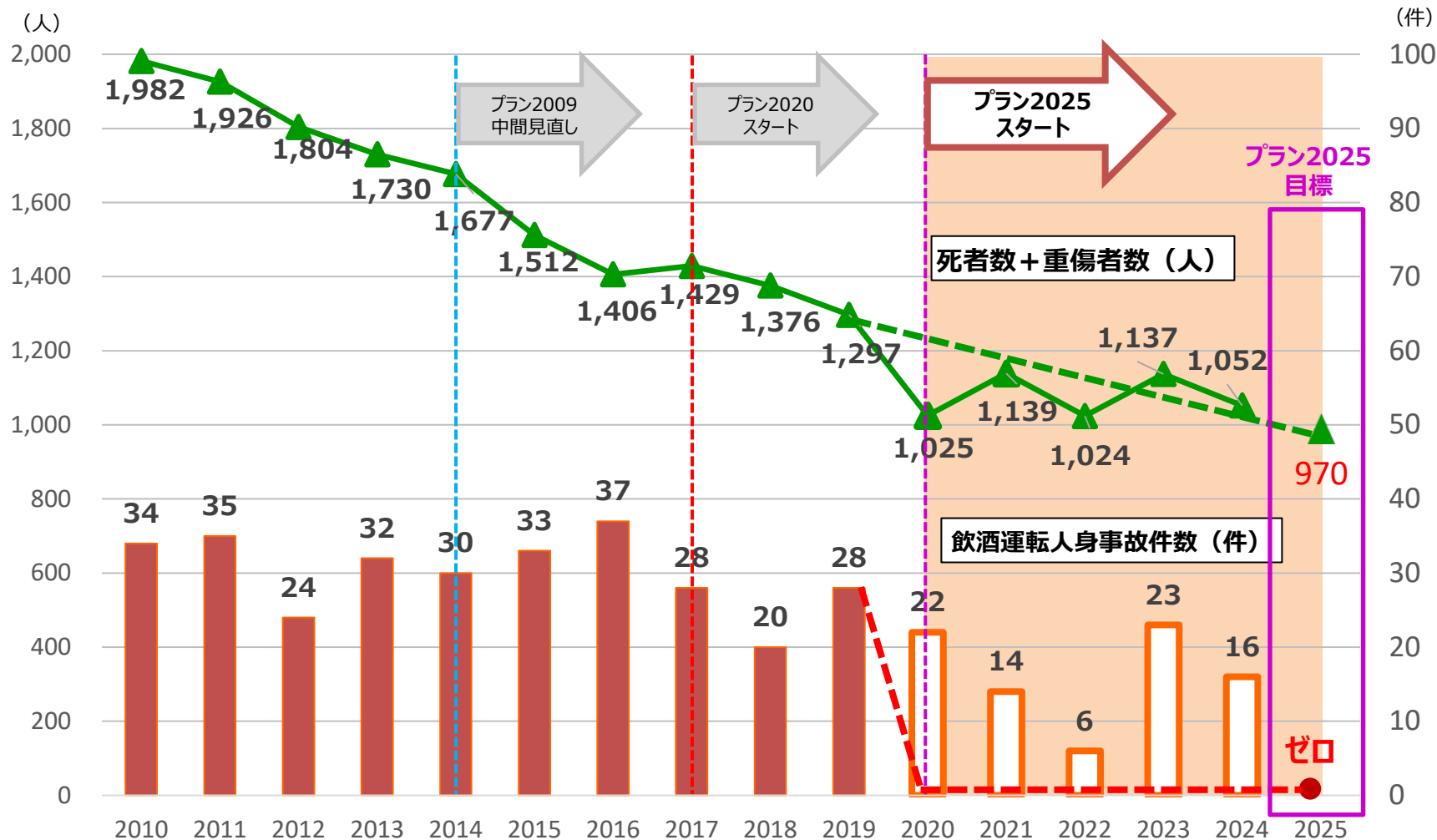
事業用自動車が第1当事者となる「死亡事故件数」は、トラック（軽を除く）では、令和4年までは減少傾向だったが、最近はやばい状況となっている。



数字はいずれも事業用自動車が第1当事者となるものであり、トラックには軽自動車を含まない 出典：警察庁「交通事故統計」

令和7(2025)年の目標値：「死者数」と「重傷者数」の合計**970人以下**／飲酒運転人身事故件数**ゼロ**

(いずれも軽貨物を含まない)

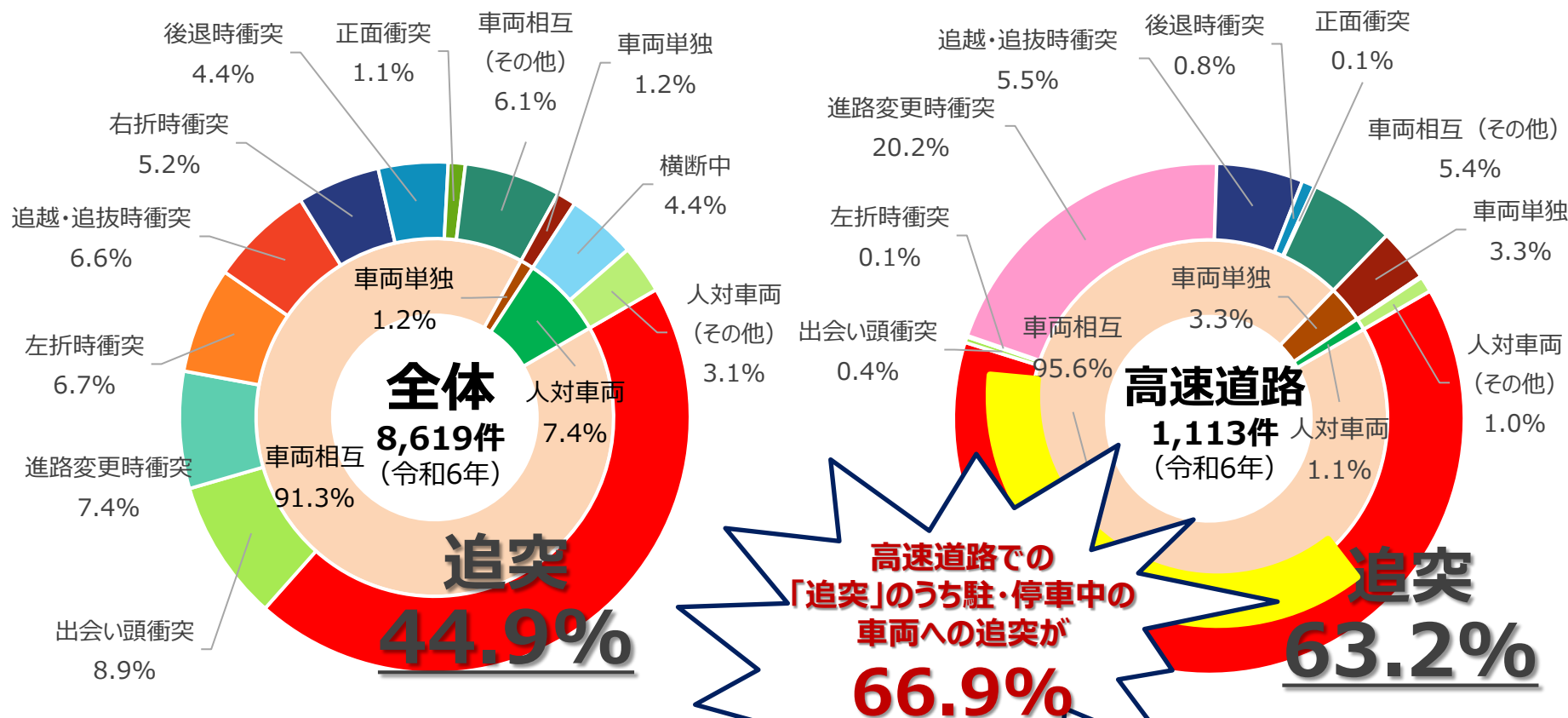


数字はいずれも軽貨物を含まない。 出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

令和7年度 事故防止セミナー等の開催概要

セミナー名	概要	対象者
<p>(1) プラン2025目標達成セミナー ～削減目標達成への取り組み～</p>	<p>2025年を目標年とする「トラック事業における総合安全プラン2025」の事故削減目標を達成するために、プラン2025の内容と飲酒運転事故、交差点事故及び追突事故の実例や傾向等を中心に、最新の情報を織り込んだ事故防止対策について解説を行う。 さらに、小集団での他事業者との意見交換を通じて好事例の共有化を図る等さらなる事故防止意識の向上を目指す。</p>	<p>経営者及び 運行管理者等</p>
<p>(2) 災害物流専門家研修</p>	<p>過去の大規模災害時における緊急支援物資輸送では、集積拠点において支援物資が滞留し、避難所への円滑な物資提供ができない事例があり、課題とされている。 こうした状況に鑑み、今後想定される災害発生時において災害支援物資の円滑な流通を支援するため、本研修を通じて拠点の設置や支援物資の管理・輸送手配等専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図ることを目的とする。</p>	<p>会員事業者及び トラック協会役員等</p>
<p>(3) 健康管理セミナー ～定期健康診断のフォローアップの手法と、 ドライバーの高齢化について～</p>	<p>健康起因事故防止や職業寿命の延伸（従業員確保）の為には、定期健康診断結果のフォローアップが不可欠であることを説明し、健診後の事後フォローや経年での健康管理を効果的に実施できる「運輸ヘルスケアナビシステム」の利用促進を行う。 また、高齢ドライバーにおける健康と安全、並びにSAS対策の導入を説明し、健康管理対策の推進を図る。</p>	<p>経営者・管理者・ 総務担当者等</p>
<p>(4) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～</p>	<p>SASの症状や、SASがもたらすリスクについて説明し、トラック運送事業者におけるSAS対策の進め方を、事業者の取り組み状況のレベルに合わせ、3ステップに分け、WEBオンラインセミナーにより実施する。</p>	<p>経営者・管理者・ 総務担当者等</p>
<p>(5) 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～</p>	<p>過労死や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を説明。また、過去のセミナー参加事業者が取り組んでいる健康管理対策についてまとめた資料集や、健康管理対策取り組み状況チェックリスト等を用いた小集団による意見交換により、自社の取り組みレベルを把握するとともに、他社の健康管理に関する好事例などから新たな気づきを得ることにより、事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図る。</p>	<p>経営者及び 運行管理者等</p>

事業用貨物自動車の事故類型別死傷事故件数の構成率（令和6年）

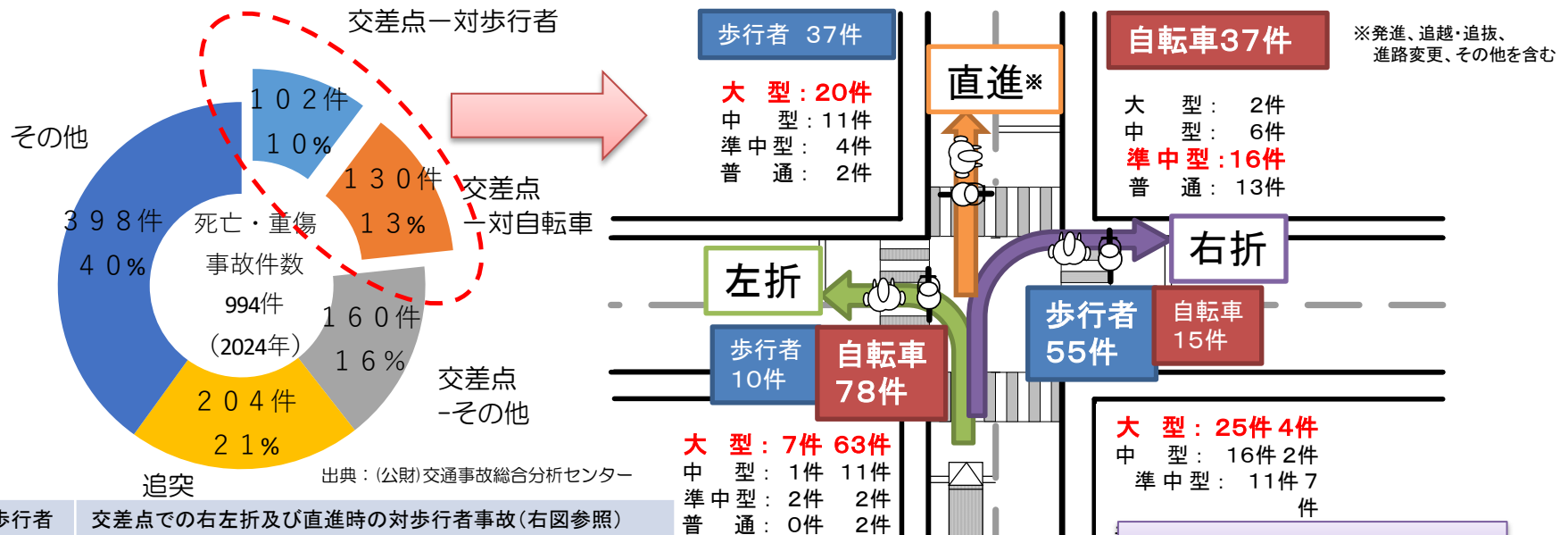


ポイント!!
**車間距離・制限速度・健康管理
 がポイント!**

※死亡事故件数は事業用自動車が第一当事者となるものであり、トラックには軽自動車を含まない
 ※ 令和6年12月末時点の発表値 出典：警察庁「交通事故統計」

- ・事業用トラックが第1当事者となる交差点における対歩行者、対自転車の死亡・重傷事故(232件)は、追突事故(204件)の**1.1倍**。
- ・直進死亡・重傷事故は、**対歩行者、対自転車がそれぞれ5割(37件)**であり、**対歩行者の5割以上が大型車、対自転車の4割以上が準中型車**。
- ・左折死亡・重傷事故は、**9割近くが対自転車(78件)**であり、**対自転車の8割以上が大型車**。
- ・右折死亡・重傷事故は、**8割近くが対歩行者(55件)**であり、**対歩行者の5割近くが大型車**。

■交差点における死亡・重傷事故件数の状況 (対歩行者・対自転車)

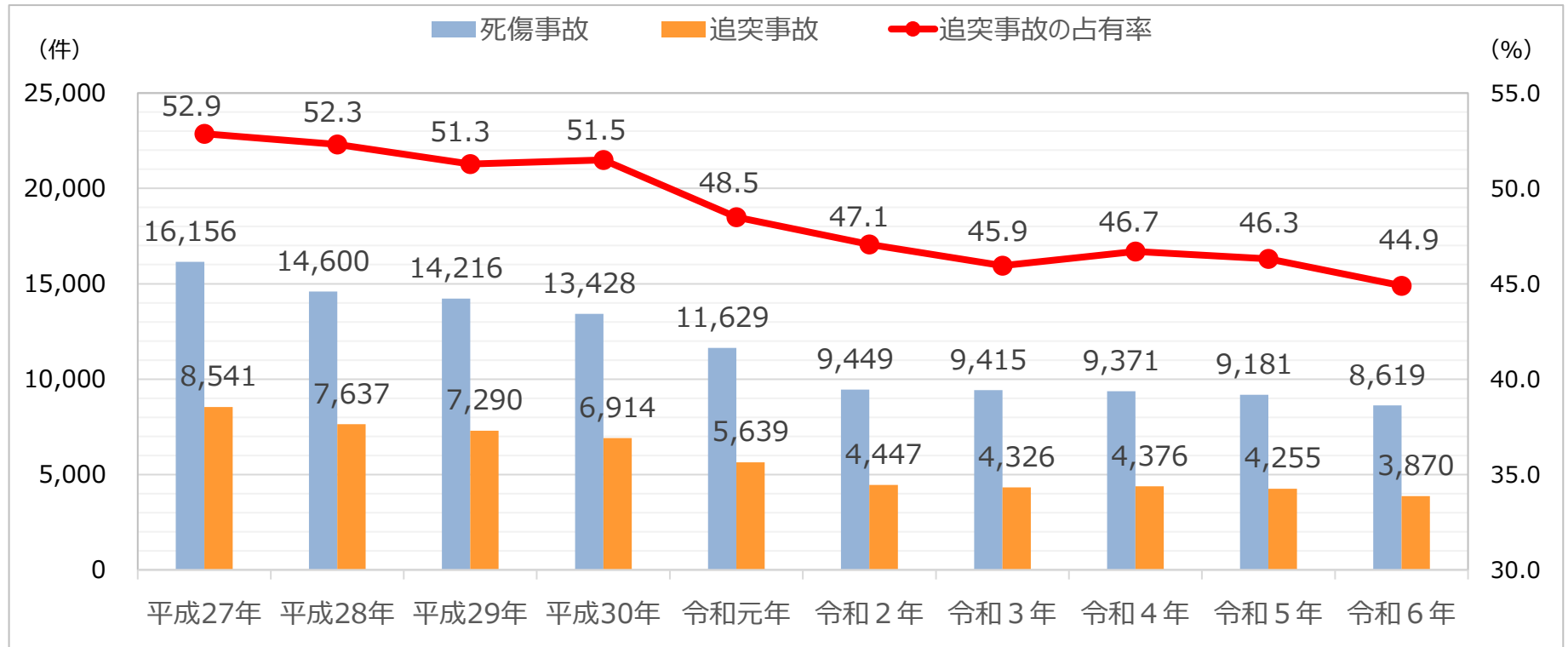


交差点－歩行者	交差点での右左折及び直進時の対歩行者事故(右図参照)
交差点－自転車	交差点での右左折及び直進時の対自転車事故(右図参照)
交差点－その他	上記以外の交差点での対四輪車・二輪車の事故(追突除く)
追突	対二輪車・自転車を含む追突事故
その他	上記以外の正面衝突等の車両相互(自転車含む)事故、車両単独事故、交差点以外での対人事故

車両区分の解説	
大型	車両総重量11t以上
中型	7.5t以上11t未満
準中型	3.5t以上7.5t未満
普通	3.5t未満
※なお、本統計データに軽自動車は含まない	

事業用トラックが第1当事者となる追突事故の状況（H27～R06）

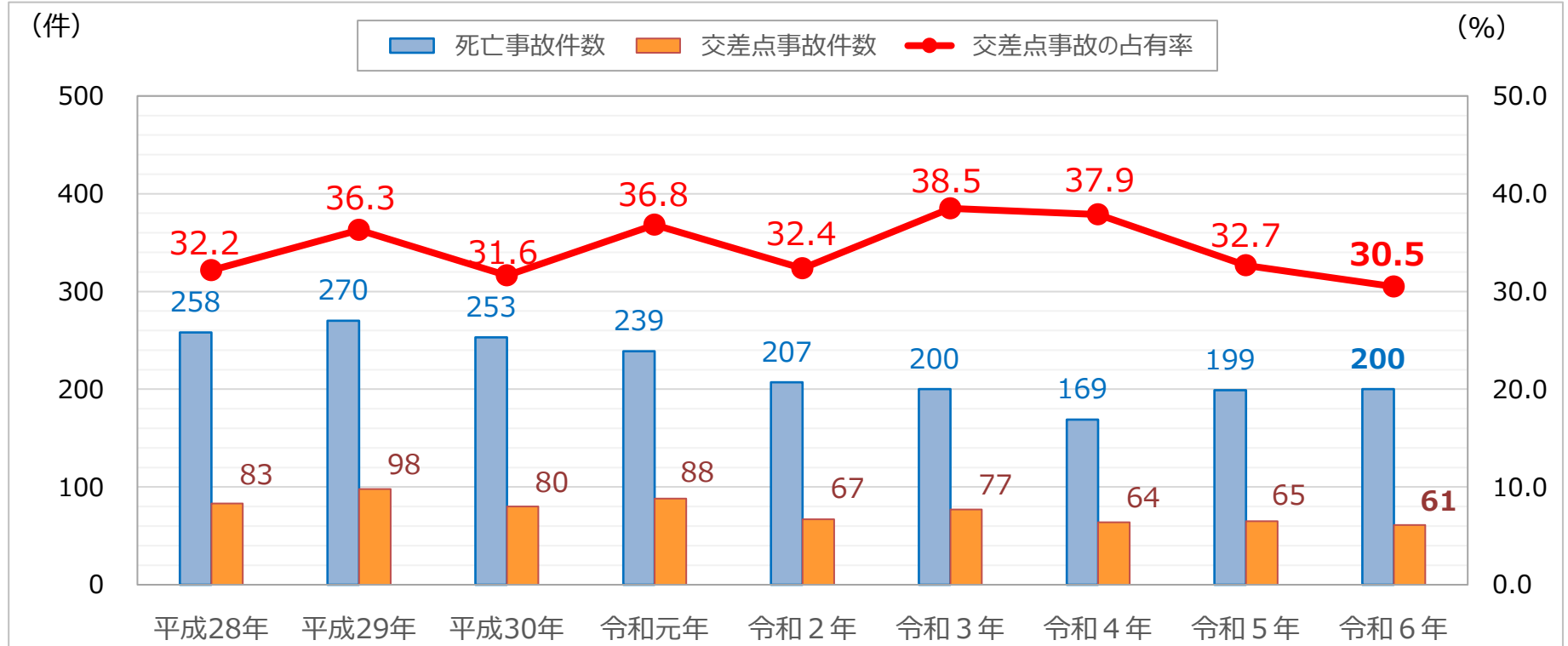
■「死傷事故」件数全体に占める「追突事故」件数の占有率の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
追突事故 (件)	8,541	7,637	7,290	6,914	5,639	4,447	4,326	4,376	4,255	3,870
追突事故の占有率 (%)	52.9%	52.3%	51.3%	51.5%	48.5%	47.1%	45.9%	46.7%	46.3%	44.9%
死傷事故 (件)	16,156	14,600	14,216	13,428	11,629	9,449	9,415	9,371	9,181	8,619

事業用トラックにおける「死亡事故」全体に占める「交差点事故」の割合の推移

- 事業用貨物自動車（軽自動車を除く）を第一当事者とする「死亡事故」に限ってみると、「交差点事故」の占有率の推移は、**減少傾向にある**



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交差点事故 (件)	83	98	80	88	67	77	64	65	61
交差点事故の占有 (%)	32.2	36.3	31.6	36.8	32.4	38.5	37.9	32.7	30.5
死亡事故 (件)	258	270	253	239	207	200	169	199	200

数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）を第一当事者とするもの
 出典：警察庁「交通事故統計」／（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、予防安全に資する装置に対する助成事業を実施

助成事業	助成対象			助成額
安全装置	<p>①後方視野確認支援装置</p> 	<p>②側方衝突監視警報装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラック(トラクタの場合は第5輪荷重8.5トン以上))</p> 		<p>①③④対象装置ごとに取得価格の1/2、上限2万円</p> <p>②車両1台につき、取得価格の1/2、上限10万円</p> <p>⑤1事業所1台、取得価格の1/2、上限3万円</p>
	<p>③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置</p> 	<p>④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所に限る)</p> 	<p>⑤トルク・レンチ(「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用)</p> 	

各種セミナー等そのほかの事故対策

- 事業用トラックの事故防止意識の醸成を目的として、「**プラン2025目標達成セミナー**」を全国で開催、また事業用トラック1万台当たりの死亡事故件数が多い都道府県では「**出前セミナー**」(各地区などを対象)を開催
- 国の指導・監督指針の全項目を網羅した「**事業用トラックドライバー研修テキスト**」を作成し、中小事業者が活用できるよう公表
- トラックドライバーの安全意識と運転技能向上を図るため、全ト協主催「**全国トラックドライバー・コンテスト**」を開催
- 運転技術・マナーの意識向上と啓発を推進するため、全ト協の「**指定研修施設**」における**安全運転研修受講者への助成**を実施



■「事業用ドライバー研修テキスト」



■「プラン2025目標達成セミナー」

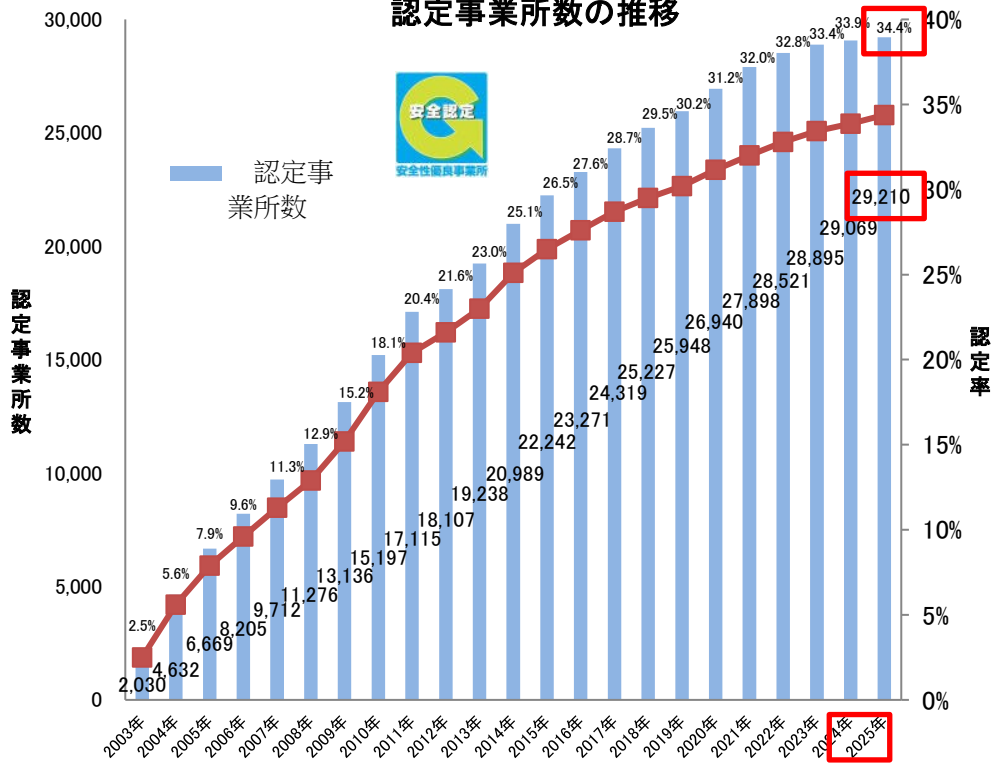


■「全国トラックドライバー・コンテスト」

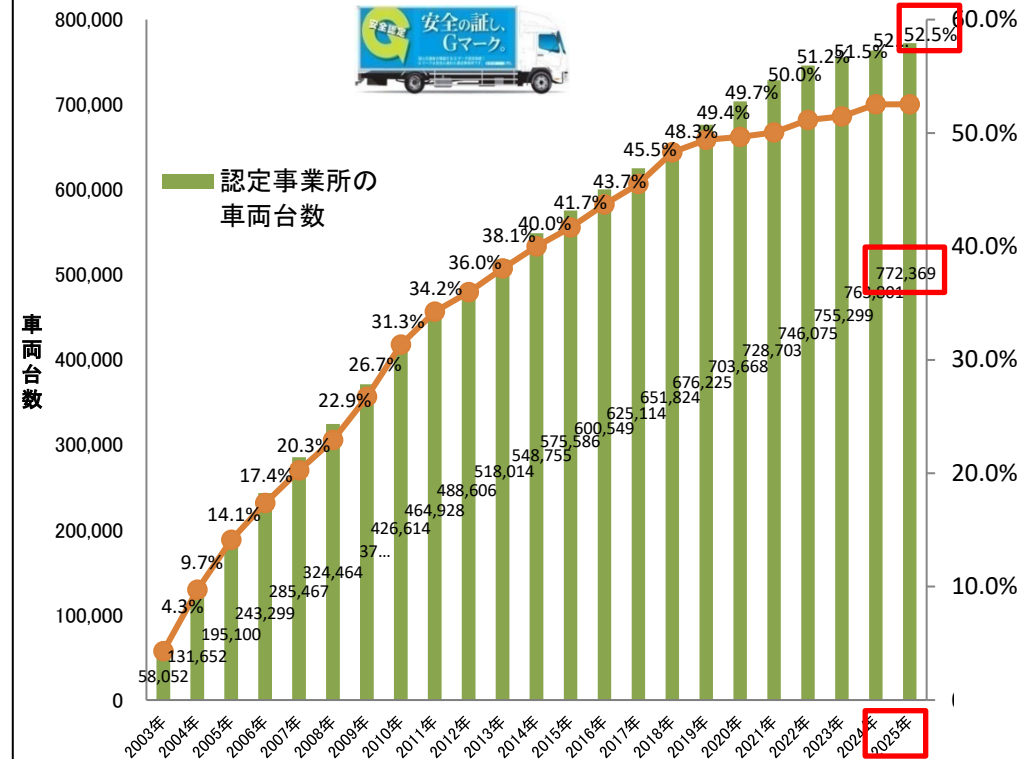
Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）の認定状況

- 令和7年度のGマーク認定事業所数7,227事業所を含めた、全国の認定事業所数は29,210事業所と、全国のトラック運送事業所数84,954事業所（令和7年12月1日現在）の34.4%に達し、**トラック運送事業所の3割強が安全性優良事業所**となっている
- また、安全性優良事業所に属するトラックの台数は772,369台と、トレーラを含めた全国の事業用貨物自動車1,470,445台（令和7年3月31日現在）の52.5%を占め、**事業用トラックの5割強が安全性優良事業所に属した車両**となっている

認定事業所数の推移

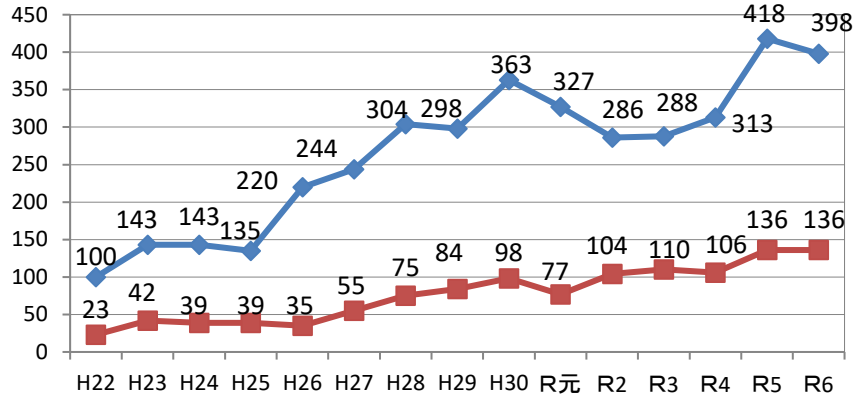


認定事業所の車両台数の推移

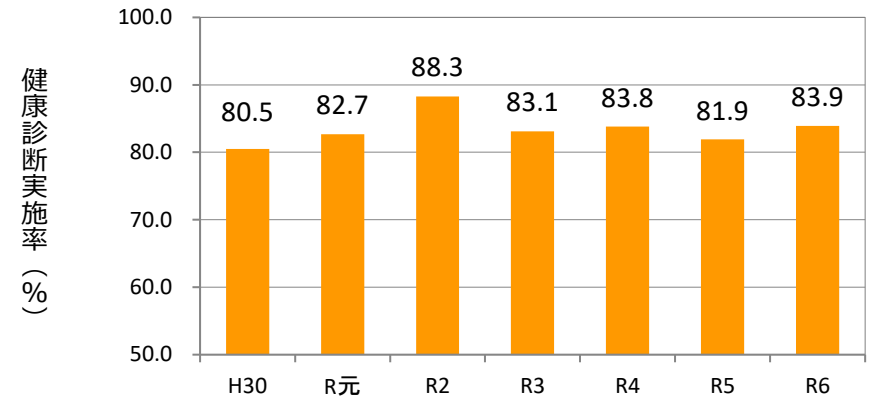


- 「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー～オンラインでの3ステップ解説～」を都道府県トラック協会で開催、SAS対策の普及・啓発に努め、健康起因事故の防止に取り組む
- SASスクリーニング検査**の受診者に対して**受診費用の一部を助成**し、検査の結果SASと診断された場合のフォローアップ状況についてアンケート調査により把握、SASスクリーニング検査の効果を確認しSASスクリーニング検査の普及を推進
- 定期健康診断結果からハイリスク者を可視化するシステム「**運輸ヘルスケアナビシステム**」の運用を平成30年度に開始

■ 健康状態に起因する事故報告件数



■ 地方適正化実施機関の巡回指導における事業所単位の健康診断実施率の推移

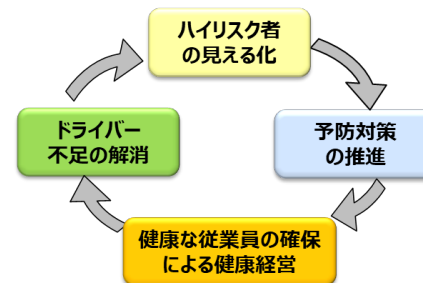


地方適正化事業実施機関調査による資料

■ 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
事業所数	2,026 (+408)	2,079 (+53)	2,086 (+7)	2,224 (+138)
申請者数	40,106 (6,942)	38,458 (-1,648)	39,338 (+880)	41,655 (+2,317)

■ 「運輸ヘルスケアナビシステム」の運用



「運輸ヘルスケアナビシステム」は、定期健康診断結果からハイリスク者を発見し、健康管理指導や受診勧奨等、フォローアップするもの。